

瑞上下審第6号  
令和4年3月24日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市上下水道事業審議会  
会 長 櫻 木 晋 一

下水道事業における受益者負担金及び分担金のあり方について（答申）

令和3年10月18日付け瑞下第804号で諮問のあった標記の件について、下水道事業の目的や負担の衡平性等を踏まえ、慎重に審議を行い検討した結果、ここに結論を得たので、下記のとおり答申する。

記

- ・受益者負担金及び分担金の単価について土地面積190円/m<sup>2</sup>とする。
- ・個別合併処理浄化槽設置済の区画については、接続するまでの間、受益者負担金及び分担金の徴収を猶予し、公共下水道の供用開始から3年以内に下水道に接続する場合は、受益者負担金及び分担金を100%減免とする。
- ・公共下水道移管後のコミュニティ・プラント（別府処理区）区域の受益者負担金については、公共下水道の受益者負担金制度を適用し、コミュニティ・プラント受益者分担金納付済の区画は100%減免とする。

# 答 申 内 容

## はじめに

瑞穂市の汚水処理施設は、集合処理施設として特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）、コミュニティ・プラント（別府処理区）が既に供用開始しており、令和2年度より新たに公共下水道（瑞穂処理区）事業に着手した。下水道事業では利益を受ける方は供用区域内の方に限定され、利益を受けない方との負担の衡平性を図る必要があるため、受益者負担金制度が導入されている。下水道の整備には多額の費用が必要であるが、その建設財源である受益者負担金の制度設計については慎重な議論が求められている。

当審議会では市から提案のあった公共下水道（瑞穂処理区）事業における受益者負担金及び分担金（以下「下水道受益者負担金等」という。）のあり方について多様な角度から審議検討を行った。

## 1 下水道受益者負担金等単価

### （1）賦課対象事業費

はじめに、賦課対象となる事業費について審議を行った。事業費の算定方法には①総事業費一定比率、②末端管きょ整備相当額、③末端管きょ整備費一定比率の3つの方法がある。これらは国の下水道財政研究委員会、都市計画中央審議会からの提言や、国土交通省、総務省の通達によるものである。平成18年度より地方債が許可制から協議制に移行したことに伴い、総務省より「公共下水道等の集合処理施設については全事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当すること。」と示された。当審議会では総務省通知に従い、①総事業費一定比率として、表1に示す全体事業費の5%を受益者の賦課対象事業費とすることは妥当と判断した。

表1 全体事業費 (百万円)

	全体計画事業費				賦課対象事業費 (全体計画事業費の5%)
	管きょ費	処理場費	用地費	合計	
事業費	30,448	6,194	340	36,982	1,849.1

### （2）下水道受益者負担金等の算定

次に下水道受益者負担金等の算定方法について検討を行った。

下水道受益者負担金等の算定方法は主に①面積割単価、②単一定額、③区分定額、

④その他（比例）の4つの方法があり、市街化区域は①、市街化調整区域は①又は②が多く採用されている。当審議会では、表2の下水道受益者負担金等の算定方法及び表3の市街化区域と市街化区域外の賦課対象事業費・面積内訳を基に審議を行った。

表2 下水道受益者負担金等の算定方法

区分	算定方法	市街化区域	市街化区域外
案1	区域全体で同一の面積割単価を設定	190 円/m <sup>2</sup>	190 円/m <sup>2</sup>
案2	市街化区域と区域外に区分して面積割単価を設定	180 円/m <sup>2</sup>	220 円/m <sup>2</sup>
案3	市街化区域は面積割定額 区域外は単一定額を設定	180 円/m <sup>2</sup>	160,000 円/戸
案4	西処理区、別府処理区と同一の単一定額を設定	150,000 円/戸	150,000 円/戸

表3 賦課対象事業費・面積内訳

区分	賦課対象事業費 (百万円)	賦課対象面積 (ha)
市街化区域	1,588.8	869.87
市街化区域外 (市街化調整区域及び準都市計画区域)	260.3	120.53
合計	1,849.1	990.40

受益者負担金制度は「下水道の整備によって利益を受ける者の範囲が明確であること」だけでなく、「下水道の整備によって特定の地域環境が改善され、未整備地区と比較して利便性・快適性が著しく向上し、結果的に当該地域の土地の資産価値を増加させること」を鑑み、下水道事業において採用されるものである。そのため、市街化区域で多く採用される面積割単価により、保有する土地の面積に応じた賦課を求めることは衡平性が高いといえる。

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）の特徴として、計画区域が比較的まとまっていることが上げられ、市街化区域・市街化区域外（市街化調整区域及び準都市計画区

域)に関わらず、効率よく汚水を集水することが出来る。また、瑞穂市の場合、市街化区域と市街化区域外の宅地では、固定資産税路線価にあまり差がないことや都市計画税を徴収していないことから、あえて単価を分ける必要がないとの結論に至った。

よって、当審議会としては、案1の区域全体で同一の面積割単価を採用することが適当であると判断した。

## 2 減免及び徴収猶予

下水道受益者負担金等の減免及び徴収猶予について、近隣市町村の事例を参考に公共性の高い施設用地は減免の対象とし、農地や経済的問題等により支払が困難な場合は徴収を猶予する制度にするという考え方が市から示され、適当であると判断した。

また、本市では合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率が48.4%（令和2年度末）と設置が進んでいることを鑑み、個別合併処理浄化槽設置済みの区画については、表4の制度が市から提案された。

表4 個別合併処理浄化槽に対する減免及び徴収猶予制度

対象	減免	徴収猶予
個別合併処理浄化槽設置済の区画	公共下水道の供用開始から3年以内に下水道に接続（排水設備改造工事の確認申請の確認）した場合100%減免。	公共下水道の供用開始から下水道に接続（排水設備改造工事の確認申請の確認）するまでの期間徴収を猶予。

提案された制度は、個別合併処理浄化槽設置済の区画については、下水道が整備される前に先行して設置費及び維持管理費を投資し水環境の改善に寄与していることを踏まえ、供用開始をしたら、設置済の区画を全て猶予できる制度や、供用開始から3年以内に下水道に接続した場合は下水道受益者負担金等について100%減免する制度であった。このことは、水洗化率の向上に寄与するものとして有効な施策であり、制度を新設することは適切であると判断した。

## 3 コミュニティ・プラント（別府処理区）の下水道受益者負担金の取り扱い

コミュニティ・プラント（別府処理区）については、令和12年度を目標に現在の処理施設であるアクアパーク別府水処理センターを廃止し、公共下水道（瑞穂処

理区)へ移管する予定となっている。現在、コミュニティ・プラント(別府処理区)では一般住宅の場合、接続の時に受益者分担金(15万円/戸)を徴収しているため、未接続の土地について受益者分担金は納付されていない。本来公共下水道に移管されると、新たに下水道受益者負担金が賦課される。そのため、公共下水道移管後の下水道受益者負担金の取り扱いについて表5の案を基に議論した。

表5 コミュニティ・プラント(別府処理区)の取り扱い

	取り扱い
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のコミュニティ・プラント分担金条例を存続する。</li> <li>・コミュニティ・プラント受益者分担金の未納者が公共下水道に接続する時に、コミュニティ・プラント分担金条例に従い15万円/戸を賦課する。</li> </ul>
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のコミュニティ・プラント分担金条例を廃止し、公共下水道の供用開始時に下水道受益者負担金の制度を適用する。</li> <li>・コミュニティ・プラント受益者分担金を納付済の区画は100%減免とする。</li> </ul>
案3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の供用開始時に建物設置済みの場合は15万円/戸を、建物が未設置の場合は下水道受益者負担金の制度を適用する。</li> <li>・コミュニティ・プラント受益者分担金を納付済の区画は100%減免とする。</li> </ul>

案1から案3の課題を次に示す。

**【案1 現在の制度を維持する方法】**

- ・別府処理区以外下水道受益者負担金等よりも接続時の負担金が高額となるケースが多い。

**【案2 公共下水道の制度に合わせる方法】**

- ・既にコミュニティ・プラント受益者分担金を納付し、使用している方から負担金額が安くなることへの不満が想定される。
- ・コミュニティ・プラント受益者分担金が未納の方から接続・未接続に関わらず賦課されることへの不満が生じることが想定される。

**【案3 土地の利用状況により下水道受益者負担金を使い分ける方法】**

- ・15万円/戸の単一定額と土地面積190円/m<sup>2</sup>の面積割単価が混在することにより混乱が生じ、事務遂行に支障がでる。

以上の課題を整理し審議を行った結果、公共下水道に移管することにより、本来の公共下水道の制度を適用することが相応であること、また、公共下水道への移管予定時にはコミュニティ・プラントの供用開始から28年が経過していること等を考慮し、案2を採用することが妥当であるとの結論を得た。ただし、公共下水道への移管までにはまだ相当の年数を要することから、実際に公共下水道に移管する前に社会情勢等を勘案し、再度審議されるべきとの意見もあったことを申し添える。

## **おわりに**

公共下水道事業は整備に長い年月と多額の費用を伴う事業である。しかし、公共下水道は重要な都市基盤インフラであり、早期の整備が待たれる。また、下水道の事業運営は、十数年後には人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境の厳しさは増していくことが想定される。持続可能な循環型社会の構築のため、安定した事業運営ができるよう必要不可欠な財源である受益者負担金制度の趣旨について、広く市民の理解を得られるよう積極的に説明していくことを望みます。

瑞穂市上下水道事業審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	櫻木 晋一	朝日大学	
副 会 長	清水 治	瑞穂市自治会連合会	
委 員	赤尾 達也	受益者の代表者	公募
委 員	菅野 賢治	受益者の代表者	公募
委 員	河野 秀明	瑞穂市商工会	
委 員	棚瀬 あけみ	瑞穂女性の会	
委 員	所 洋士	名古屋税理士会	
委 員	牧田 佳代子	(株)大垣共立銀行	
委 員	柳瀬 秀治	受益者の代表者	公募
委 員	吉田 敏之	瑞穂経営者協会	

敬称省略

委員の順は五十音順